

円借款案件【事後モニタリング】 結果表

国名	グアテマラ
案件名	和平地域道路整備事業

I. 案件概要

(1) L/A 承諾額	73.57 億円
(2) L/A 調印日	2006 年 2 月 20 日
(3) 実施機関	通信・インフラ・住宅省
(4) 事業概要	内戦による被害が特に大きかった和平地域において、同地域（アルタ・ベラパス県及びイサバル県）を横断する国道 7 号東線（サン・フリアンからリオ・ドゥルセ）、周辺自治体へのアクセス道路及び農村道路の整備を行うことにより、同地域の交通輸送手段の確保を図り、もって地域住民の生活水準の向上、地域経済の活性化を通じた和平の定着、貧困削減に寄与するもの。

II. レビュー/モニタリング結果

(1) 事後評価における課題・指摘の概要
本事業の事後評価報告書では、以下の点が指摘されている。 1. 未払いの状況が続いたことを受けコントラクターが現場を放棄し、工事が中断した国道 7 号東線第 3 工区について再契約を行い、早急に完成させる。完成後は遅滞なく道路維持管理局への移管を完了する。 2. 道路局は道路維持管理局と調整の上、国道 7 号東線第 1 工区及びセナウ市へのアクセス道路の道路維持管理局への移管を早急に完了する。 3. 地方振興庁は農村道路修復プログラムの予算を確保し、必要な修復を行う。
(2) 対応結果/今後の対処方針/事業目標の達成見込み
1. 実施機関は、コントラクターとの契約の解除および別企業への契約発注を望んでいるが、履行保証発行元銀行が支払を拒否しており、原契約の清算ができていない。グアテマラでは、同一工区で同時に 2 社と契約することが禁じられているため、現コントラクターとの契約を解除せずに新規コントラクターと契約することができず、工事が進んでいない。契約解除手続きの確実な実施に向け、実施機関の対応状況についてフォローを継続する。 2. 第 1 工区は 2021 年 7 月に道路維持管理局に移管済。セナウ市へのアクセス道路は、セナウ市役所が市の予算によって道路の維持管理を実施していることを確認済。 3. 農村道路修復プログラムは地方振興庁のプログラムとして計画されていないが、農村道路は市の予算によって修復が実施されていることを確認済。

(3) 教訓

- ・ 自然災害の多い地域においては、被災による事業費の増額の可能性を想定し、予備費を増額するなど、事業費を適切に計画する。
- ・ 事後モニタリングでは、公共事業を効率的に実施するための手続きが整備されておらず、また国際的な契約管理に対する理解の不足により適切な契約管理がなされていないことが確認された。先方政府の公共調達手続き等で円借款事業に影響しうる課題が見受けられる場合は、インフラ整備だけでなく、事業全体の効率化、契約管理を含む適正な事業実施体制が構築されることが重要。